

松浦市外国人介護人材確保支援事業補助金

介護サービス事業所における安定的な介護人材の確保を図るため、市内介護サービス事業所を運営する法人を対象に、

外国人介護人材の雇用に係る費用の一部を1人当たり最大50万円補助します。

1. 補助対象者

市内で介護サービス事業所を営む法人で、外国人介護人材を直接雇用する法人

2. 対象となる外国人介護人材

- (1) EPA介護福祉士候補者
- (2) 技能実習生
- (3) 特定技能「介護」を有する者

上記に該当する者で介護サービス事業所において1年以上介護サービスに従事している者

3. 補助対象経費

介護サービス事業者が外国人介護人材の雇用において負担する費用のうち、就労するまでに生じる経費（渡航費、講習に係る費用、各種申請手数料など）

4. 補助金の額

外国人介護人材の雇用1人につき**補助対象経費の3分の2以内の額（上限50万円）**

5. 申請期限

外国人介護人材が**就労を開始後1年が経過した日から当該年度の3月31日まで**

※令和7年度の対象は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに就労を開始し、1年が経過した者です。令和7年度に就労を開始した者は、令和8年度の対象となります。

【問い合わせ先】

松浦市長寿介護課 松浦市志佐町里免 365 番地

TEL : 0956-72-1299 FAX : 0956-73-0022

E-mail : chouju@city.matsuura.lg.jp